

第4章 災害復旧

第1節 復旧・復興体制の整備

1 基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし、住民の意向を尊重しつつ計画的に行うものとする。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他協力を求めるものとする。特に、他の地方自治体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

2 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針の決定

大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

(2) 復旧・復興計画の策定

市は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成する。

また、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供可能な終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

3 人的資源の確保等

市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

また、復旧作業に従事する職員等のストレス対策は、従事する業務の種類も踏まえ、実施に努めるものとする。

4 コミュニティ拠点の形成

市は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

5 被災者支援への備え

被災者の支援制度は、**本章第5節 被災者の生活確保**に記載する内容ははじめ多岐に渡ることから、市は、発災時に被災者に支援制度に関する情報を迅速に提供するとともに、円滑に支援制度を運用できるよう、支援制度を取りまとめた資料をあらかじめ作成しておくものとする。また、ホームページ、SNS等様々な媒体による能動的な情報提供に努めるものとする。

第2節 災害義援金品の募集配分

【実施担当部】

1 福祉部

〈方針〉

被災者に対して寄託される救援金品を確実に、迅速に被災者に配分するため、受入れ、引継ぎ、集積、配分、管理等必要な措置を講ずる。

〈実施内容〉

1 募集配分機関

市地域における義援金品の募集及び配分は、福祉政策班が中心となり、概ね次の機関が共同し、又は協力して行う。

なお、特殊な災害等による募集配分については、関係機関が単独又は共同して行う。

- (1) 日本赤十字社岐阜支部(義援金に限定、物資は取り扱わない。)
- (2) 岐阜市社会福祉協議会
- (3) 岐阜市自治会連絡協議会
- (4) 岐阜市女性の会連絡協議会
- (5) 岐阜市民生委員・児童委員協議会

2 募集

義援金品を募集し、配分しようとするときは、福祉政策班は、募集配分に参加する機関の代表者を集め「義援金品募集配分委員会」を開催し、次の事項を決定する。

- (1) 参加団体
- (2) 募集対象(一般世帯募集、学校募集等)
- (3) 募集の種別(金銭募集、物品募集の別)
- (4) 集積場所、輸送の方法、期間等
- (5) その他、必要事項

3 集積

募集に基づき、又は任意に抛出される義援金品の集積は、次の方法による。

- (1) 各家庭から募集したときは、自治会連絡協議会、女性の会連絡協議会又は民生委員・児童委員協議会の組織で各家庭を訪問して集積し、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積する。

なお、この場合においては、「義援金品抛出者名簿」(様式112号)を作成すること。

- (2) 小、中学校生徒又は工場における職域募集等によって集積されたものは、それぞれの単位機関において一括引継ぎを受ける。

なお、この場合においては、「義援金品引継書」(様式113号)を作成すること。

- (3) 個人で募集配分機関に申し出のあったものについては、それぞれ申し出を受けた機関

で受け、その都度又は一定の期間まとめて、それぞれ単位機関別に指定した場所に集積する。

なお、この場合においては、「義援金品受領書」(様式114号)を作成、発行すること。

4 引継ぎ

義援金品の引継ぎに当たっては、「義援金品引継書」(様式113号)を作成し、その授受を明らかにしておく。

5 配分

(1) 配分の基準

義援金品募集配分会議は、災害義援金品の配分を決定する場合、概ね次の基準により行うものとするが、特定物品及び配分先指定金品については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々について検討して行う。

なお、福祉政策班が災害義援物資を罹災者に配分する場合についても、概ね次の基準を参考にして行うものとするが、関係のある機関の代表者の意見を聞き、実情に即した配分とする。

ア 一般家庭用物資

全壊世帯	1
半壊世帯	1/2
床上浸水世帯	1/3

イ 無指定金銭

死者(行方不明で死亡と認められる者を含む。)	1
重傷者	1/2
全壊世帯	1
半壊世帯	1/2
床上浸水世帯	1/3

(注) 1 床上浸水10日以上在世帯にあつては、物資、金銭とも半壊の基準による。

2 必要に応じ、金銭で物資を購入して配分することができる。

(2) 配分の時期

配分は、できる限り受入又は引継ぎを受けた都度迅速に行うことを原則とするが、義援金品が少量、少額等で、世帯別配分が不可能な場合又は輸送及び労働力等の問題で経費を浪費すると考えられる場合は、一定量に達したときに行う等、配分の時期について十分留意して行う。

ただし、腐敗、変質のおそれがあるものについては、適宜配分し腐敗、変質がないよう努める。

6 義援金品の管理

義援金及び義援物資は、次の方法によりそれぞれの募集配分機関において管理する。

(1) 金銭の管理

現金は、銀行預金等確実な方法で保管管理するとともに、「現金出納簿」(様式115号)を備え付け、出納の状況を記録し、経理する。

なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

(2) てん末の記録

義援金品の募集配分機関は、「義援金品受払簿」(様式116号)を備え付け、受付から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

7 費用

義援物資の募集や配分に要する労力等は、できる限り無料奉仕とするが、災害義援金品の輸送及び配分に要する経費が必要な場合は、義援金の一部をこの経費に充当できる。

なお、経費の証拠記録は、整備保管しておく。

第3節 公共施設災害復旧事業

【実施担当部】

1 関係各部

〈方針〉

公共施設等の復旧は、社会、経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。

なお、被災状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討し、より良い地域社会を目指した復旧・復興対策を推進する。

〈実施内容〉

1 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 砂防設備災害復旧事業
 - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - エ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - カ 道路災害復旧事業
 - キ 下水道災害復旧事業
 - ク 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

2 災害復旧事業の方針

(1) 実施体制

市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、災害復旧事業を早急に実施するため、適正な人員の配備や応援及び派遣活動について、必要な体制を整える。

(2) 災害復旧事業計画

市は、国又は県が費用の全部又は一部を負担し、若しくは補助するものについて、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、事業費の決定及び査定が速やかに受けられるよう努める。

(3) 緊急調査の促進

施設の被害程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急調査が実施されるよう努める。

(4) 事業時間の短縮

関係機関は、事業計画の策定にあたり、災害の状況や発生原因等を考慮し、速やかな効果が発揮できるよう、十分連絡調整を図り事業期間の短縮に努める。

(5) 事業の促進

災害復旧事業に決定した施設は、早期に事業効果が得られるよう促進に努める。

第4節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

【実施担当部】

1 関係各部

〈方針〉

災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るためには、国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、市及び県は早期に被害情報を収集し、国に指定の働きかけを行う。

〈実施内容〉

1 法律等により一部負担又は補助するもの

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費補助
- イ 都市災害復旧事業国庫補助
- ウ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業

- ク 身体障がい者更正援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障がい者援護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防施設事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の補助
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第5節 被災者の生活確保

【実施担当部】

- 1 福祉部 2 市民協働生活部 3 危機管理部 4 財政部 5 経済部
6 まちづくり推進部 7 消防本部

〈方針〉

市は、災害時の混乱状態を解消し、生活手段の早急な確保、生活再建への支援等に加え、生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じ、市民生活の安定を図る。

〈実施内容〉

1 生活相談

(1) 市民相談（市民相談室）

市民相談班は、市民相談窓口において被災者の相談事項を聴取し、その内容に応じて適切な部署、関係機関を案内する。なお、災害窓口を開設する場合は、**第3章第12節 災害広報 5 総合的な情報提供・災害窓口の開設**により対応する。

また、総務省岐阜行政監視行政相談センターが特別総合行政相談所を設置、運営する場合において、連絡、調整を図り協力する。

(2) 市外への避難者への支援

市は、岐阜市以外の市町村に避難した被災者に対しても、国、県及び避難先の都道府県、市町村と協力し、必要な情報やサービスを提供する。

2 罹災証明書の交付（火災を除く被害→福祉部、火災による被害→消防本部）

福祉部及び各事務所班は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、被災者から提出された「罹災証明交付申請書」（様式64号の2）に基づいて、被災者支援システムを活用し災害発生後早期に「罹災証明書」（様式64号）を交付する。

災害時の、罹災証明の交付については、本部事務室の指示により市役所庁舎1階エントランスモール等を利用して「災害窓口」を開設し、作業体制が整い次第、速やかに罹災証明書を交付する。また、災害や申請の状況により、窓口数を増減するなど、柔軟に対応する。併せて、各事務所でも罹災証明を交付する。

消防本部は、消防総合システムを活用し、火災による被災者からの願出に対して、「罹災証明書」を交付する。

なお、罹災証明書は、被災者支援の適切かつ円滑な実施に重要な役割を果たすことから、平常時から、罹災証明事務処理マニュアルの作成、被害調査に従事する職員の育成、研修を行うなど、発行を遅滞なく行うために必要な実施体制の確保に努める。

3 被災者台帳の作成

市は、関係各部連携のもと、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総

合的かつ効率的な実施に努める。

なお、平常時から、被災者台帳作成のための被災者支援システムを適切に管理するとともに、台帳作成時に個人番号を利用する際の留意点やシステム操作に関する研修など、迅速な台帳作成を行うための体制の確保に努めるものとする。

4 個人被災者への資金援助等

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

ア 災害弔慰金等、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付（福祉部）

「岐阜市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第15号）」及び「同条例施行規則（昭和49年規則第19号）」の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に災害弔慰金、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障害見舞金を支給するとともに、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行う。

なお、災害弔慰金の支給に関して、災害関連死の取扱いについては、同条例に規定のある岐阜市災害弔慰金等支給審査委員会にて定めた「岐阜市災害関連死認定基準」に基づき、同委員会で審査を行うものとする。

イ 災害見舞金の支給（福祉部）

「岐阜市災害見舞金支給内規（昭和51年9月22日決裁）」に基づき、風水害、火災等の天災または人災（市長が災害と認めたもの）により罹災したときは、この内規に定めるところにより、災害見舞金を支給する。ただし、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）」又は「岐阜市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱（平成22年11月18日全部改正）」の被災者生活再建支援金の支給対象者は、この内規による支給は行わない。

(2) 被災者生活再建支援金の支給（危機管理部）

ア 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給

「被災者生活再建支援法」、「同法施行令（平成10年政令第361号）」及び「同法施行規則（平成10年総理府令第68号）」に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

イ 岐阜市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱に基づく被災者生活再建支援金の支給

「岐阜市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱」に基づき、暴風、豪雨、豪雪、洪水その他の異常な自然現象により生ずる被害を受けた者の生活及び住宅の再建に必要な経費等の一部について、被災者生活、住宅再建支援金を支給する。

ただし、「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給対象者は、この要綱による支給は行わない。

(3) 生活福祉資金の貸付（岐阜県社会福祉協議会）

岐阜県社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得者等に対して、災害援護資金の貸付けを行う。

ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付の対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付は行わない。

5 租税の徴収猶予及び減免等

(1) 市税の減免

ア 市民税の減免（市民税課）

「市税の減免内規（昭和43年4月1日決裁）」に基づき、災害により被害を受けた者は、市民税を減免されることがある。

イ 固定資産税及び都市計画税の減免（資産税課）

「市税の減免内規」に基づき、「災害救助法」の規定に該当する場合及びこれに準ずる場合は、自己の所有に係る固定資産につき災害により損害を受けた者に対し、固定資産税及び都市計画税を軽減し、又は免除されることがある。

(2) 国民健康保険料・一部負担金の減免（国保・年金課）

「岐阜市国民健康保険条例（昭和34年条例第11号）」、「岐阜市国民健康保険条例施行規則（昭和55年規則第12号）」に基づき、災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者は、保険料・一部負担金を減免されることがある。

(3) 障がい福祉サービスに要する介護給付費の支給割合の増（障がい福祉課）

「岐阜市障害者自立支援法施行細則（平成18年規則27号）」に基づき、災害、その他特別の事情により、障がい福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認めた場合、介護給付費等の支給割合が増えることがある。

(4) 後期高齢者医療保険料・一部負担金の減免（福祉医療課）

岐阜県後期高齢者医療広域連合が定める、「岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第32号）」、「岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年規則第4号）」に基づき、被保険者又はその属する世帯の世帯主が、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、後期高齢者医療保険料の徴収・一部負担金が猶予、減免されることがある。

(5) 介護保険料の徴収猶予、減免及び一部負担金の減免（介護保険課）

「岐阜市介護保険条例（平成12年条例第33号）」に基づき、災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者は、保険料の徴収が猶予、減免、一部負担金が減免されることがある。

6 雇用に関する相談（経済部）

労政・経営支援班は、被災者の雇用に関する相談について、国、県に対して失業者に対する職業斡旋の要望措置等を行う。

7 生活必需物資、復旧資材等の供給確保及び影響度合い調査（経済部・まちづくり推進部・市民協働生活部）

市、県及び関係機関は、被災地域において住民の不安や動揺を沈静化し、生活秩序の回

復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、災害復旧用建築資材等の確保を図るとともに、市内への消費物資の影響度合いを調査する。

8 原子力災害対策

(1) 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

市は、原子力緊急事態解除宣言が発出された後においても、放射線モニタリング計画により継続的に環境放射線モニタリングを行うとともに、県等からモニタリング結果の情報を収集し、その結果を速やかに公表する。

(2) 各種制限措置の解除

ア 核燃料物質の事業所外運搬に係る原子力災害に関する各種制限措置の解除

(7) 県は、原子力緊急事態解除宣言があったときは、環境放射線モニタリング調査の結果、国が派遣する専門家、原子力安全委員会、緊急事態応急対策委員会等の判断等を踏まえ、原子力災害等応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示する。また、解除実施状況を確認する。

(イ) 市は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、市が参集を要請した専門家等の意見を聞き、解除することが適切と市長が判断した場合は、原子力災害等応急対策として実施された各種制限措置を解除する。

イ 県外原子力災害に係る各種制限措置の解除

(7) 県は、環境放射線モニタリング調査結果、県が参集を要請した専門家の判断等を踏まえ原子力災害等応急対策として実施された各種制限措置の解除を関係機関に指示する。

(イ) 市は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、市が参集を要請した専門家等の意見を聞き、解除することが適切と市長が判断した場合は、原子力災害等応急対策として実施された各種制限措置を解除する。

(3) 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関と協力して、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

(4) 災害地域住民に係る記録等の作成

(7) 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

(イ) 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

(5) 風評被害等の影響の軽減

市は、県と協力して農林水産物、地場産業の商品等に係る放射能汚染検査を継続的に実施するとともに、各マスメディアの協力を得ながら的確かつ分かりやすい情報提供を

行うことにより、対象原子力災害等による風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図る。万一、風評被害が発生した場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のために広報活動を強化するとともに、農林水産業対策、観光対策等の施策に十分配慮する。

(6) 心身の健康相談体制の整備

市は、国及び県とともに原子力災害に係る住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるため、一般の健康診断窓口において相談に応じるほか、必要に応じ災害応急対策として設置した総合相談窓口を継続する等必要な相談体制を維持する。

第6節 被災中小企業の振興

【実施担当部】

1 経済部

〈方針〉

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

〈実施内容〉

1 自立の支援

市、県及び防災関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。

2 各種対策

- (1) 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置
- (2) 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引き下げ
- (3) 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置
- (4) 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- (5) 貸付事務等の簡易迅速化
- (6) 被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置
- (7) 租税の徴収猶予及び減免
- (8) 労働保険料等の納付の猶予等の措置
- (9) その他各種資金の貸付け等必要な措置

第7節 農林漁業関係者への融資

【実施担当部】

1 経済部

〈方針〉

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、被災農林漁業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

〈実施内容〉

1 株式会社日本政策金融公庫による融資

市、県及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から円滑な貸付けの融通、必要枠の確保、早期貸付け等に適切な措置を講じ、又は指導を行う。

2 各種対策

- (1) 天災融資法による資金
- (2) 農業災害緊急支援資金
- (3) 農業災害緊急支援特別資金
- (4) 農林漁業セーフティネット資金
- (5) 農業経営基盤強化資金
- (6) 農業基盤整備資金
- (7) 農林漁業施設資金
- (8) 林業経営安定資金
- (9) 林業基盤整備資金